

盛岡市立緑が丘小学校「いじめ防止基本方針」

～すべての子どもが、生き生きとした学校生活を送るために～

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。
(H26.9 盛岡市いじめ防止等のための基本方針より)

(2) 本校の基本的な考え方

いじめは「どの学校、どの学級でも起こり得るもの」、「いつでもだれでもが被害者にも加害者にもなり得るもの」という基本認識に立ち、「人権尊重」や「人としての尊厳」を大切にいつくしむだれでもが向き合う課題としてとらえていく。

子ども一人一人はかけがえのない存在として、「生き生きとした学校生活を送る」権利主体であるということを強く受け止め、教職員が一丸となっていじめのない学校づくりに取り組んでいく。そのために、教職員の組織的な連携のもと、愛情をもって子どもに接し、いじめを克服する基盤を固め、いじめをしない感性豊かな教育の実現を目指していく。

2 いじめ防止のための方針

(1) 受容と寛容を大切にした教育実践の展開

- ・子どもの気付きや目覚め、改善の意欲を喚起することを大切にし、子どもに安心感を与えることで、子どもが自己変革のきっかけをつかめるようにする。
- ・規律や規則を尊重しながらも、認め合いの風潮を高める学級経営に努める。
- ・小さな実践を積み重ねながら、学校全体の取組として発展させていく。

(2) 支持的風土を基盤とし、子どもが参画する学級集団作り

- ・授業で子どもが主体的に参加・活躍できる場面を創出し、子どもに自己有用感を感じさせ、自尊感情を育む。
- ・学校という共生社会の中で、個人を尊重する人権意識や社会性を身に付けさせるとともに、子どもが自己決定や集団決定を繰り返しながら集団が高められるようにする。

(3) 感性豊かな教育活動の具現化と実践の積み重ね

- ・大人としての教師の態度を通して、人間に対する愛情、信頼を養うことを大切に授業を展開する。
- ・授業の在り方を問い直し、学びを実感する授業について、協同的に改善を積み重ねていく。

3 いじめ防止の対策のための組織と具体的な取組

(1) いじめ防止のための組織

ア 学校経営方針に基づいた年間計画の作成および年度末の反省に係る組織

- ・職員会議及び経営委員会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは生徒指導主事とする。（4月、2月実施）

イ 保護者、地域への周知・連携、いじめ対策への外部評価に係る組織

- ・PTA評議委員会及び緑が丘小学校区教育振興協議会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは主幹教諭とする。（PTAは5月、2月実施、教振は6月、2月実施）

ウ III期5ステージ、月ごとの計画及び反省に係る組織

- ・生徒指導委員会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは生徒指導主事とする。（毎月の生徒指導委員会）

エ いじめやいじめが疑われる行為が認知された場合の組織（いじめ防止対策委員会）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

・校内職員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、該当学年主任、該当学級担任等

4 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

子どもが、学校生活において幸せを感じられるようにするためには、支持的風土（愛される・褒められる）を基盤とした望ましい集団に所属していることが前提となる。さらには、その集団において、子ども一人一人が自分の役割を果たすことが自己有用感（役に立つ・必要とされる）につながるように、発達の特質を踏まえて意図的、計画的に学級づくりをする必要がある。

ア 友達の大切さを実感できるような取組（低学年）

低学年においては、望ましい人間関係を築く態度の基礎を身に付けることができるようにすることが大切であるため、集団で活動する楽しさを味わわせたり、上学年とかかわらせたりする中で、安心感・所属感を高めていくようにする。また、約束やきまりを守ることやよいことと悪いことを自覚することが、みんなで楽しむためには必要であるということを、集団活動を通して理解できるようにし、児童が仲良く助け合ながら学級生活を楽しむことができるようにする。

【活動の具体例】

- ・ 係活動（自己有用感の向上）
- ・ 学級会（友達の話を聞く大切さの理解）
- ・ 集会活動（目標の共有や反省）
- ・ 異年齢集団活動（協力することの大切さの理解）

イ 集団活動への強い興味・関心や自発的な活動への要求の高まりを生かす取組（中学年）

中学年においては、多様な集団に所属して望ましい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させることが大切であるため、低学年の経験を生かしつつ、大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できるようにする。また、相互依存の関係が徐々に高まるように、協同の活動の充実を図り、児童が協力し合っ

て楽しい学級生活を送れるようにする。

【活動の具体例】※低学年の活動例を基本とする。

- ・ 学級会（集団の秩序や規範、活動の方法の決定・意見をまとめる方法の理解）
- ・ 学年スポーツ大会（学級の所属感と目標の共有、学年の連帯感）

ウ 多様な他者を認めることの大切さを実感できるような取組（高学年）

高学年においては、学校の中心的な役割を担うようになる反面、自信が低下して消極的になったり、人間関係に悩んだりする児童も多いため、望ましい集団活動を通して男女が協力するなど、信頼し支え合っ

ながら、役割や責任を果たす活動を多様に設定し、経験を通して友達が大切なことを理解できるようにする。

【活動の具体例】※低・中学年の活動例を基本とする。

- ・ 児童会活動
- ・ キャリア教育（現在および将来の生き方）
- ・ クラブ活動
- ・ 中1ギャップへの配慮（社会的な自立の基礎の確認）
- ・ 学校行事
- ・ 低学年との交流活動（自己有用感と自身の回復）
- ・ 困難を乗り越えて目標を達成する活動（より高い目標をもって様々な役割を分担）

(2) いじめの早期発見のための取組

普段から児童の様子を朝や授業での様子や友達とのかかわり方など児童の様子の変化に気を付けて観察したり、生徒指導にかかわる情報や取組についての紹介を行ったりするなど、児童指導やいじめ・不登校の未然防止・早期発見に努める。

① いじめアンケートの実施（1・2学期 年間2度の実施）

いじめにつながる及びいじめと認められる具体的な事実行為の有無について個別のアンケートを実施することで把握に努める。

- ・ 実施時期……………6月、11月（年間2回）

- ・実施対象……………全校児童及び保護者
- ・回答方法……………選択及び記述
- ・アンケート内容……いじめ行為の有無、及びいじめ行為の具体的な情報
- ・アンケートの集約…担任が集約を行い、生徒指導に報告する。
- ・結果の活用……………アンケート内容に関する事実の把握に努めるとともに、問題行動の解決に向けての指導を行う。

② 学習生活アンケートの実施

いじめにつながるような言動や行為は学級の雰囲気にも左右されることが多い。相手を尊重し、認め合うような雰囲気があるかどうか、学級が前向きに学習や生活に取り組んでいる雰囲気があるかどうかをアンケートの実施によって把握に努める。

- ・実施時期……………5月、10月（年間2回）
- ・実施対象……………全校児童
- ・回答方法……………選択
- ・アンケートの内容…学習生活における取組の態度に関わる事項
- ・アンケートの集約…担任が集約を行い、主幹教諭が取りまとめる。
- ・結果の活用……………アンケート結果を受け、学級の状態について把握するとともに望ましい指導の在り方に役立てる。

③ 心とからだの健康観察の活用

いじめは、どんな子でも加害者、被害者になる可能性がある。友達とのちょっとした行き違いの中で、相手に対しての負の感情を抱え込み、いじめ行為へとつながってしまう場合もあれば、自分の心に抱えたストレスを相手にぶつけてしまう中でいじめ行為が発生してしまうことも考えられる。児童が健全な心の状態で生活しているかどうか把握に努めるとともに、児童自身が自分を見つめる機会を設ける。

④ 日常生活における日記、生活記録ノート等の活用

児童の心のストレスや悩みなどについて、日記や生活記録ノート等での担任とのやり取りの中で、いじめにつながるような事実があるかどうかの把握に努める。

⑤ 教育相談の充実

児童の自己実現傾向や抱えている問題を多面的に理解し、児童一人一人に見合った援助方針を定めて、予防的、開発的に援助することで、児童の事故指導力や適応力を育み、自己実現をめざす。

⑥ 教育研修の充実

年度当初に、「学校いじめ防止基本方針」や、いわて「いじめ」問題対応マニュアルを活用し、一人一人の教職員が、未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことができるよう、校内研修を行う。

生徒指導上の諸問題の理解と解決に向けた方策についての研修を行い、児童理解と指導に役立てる。

⑦ 関係機関との連携

生徒指導上の諸問題の解決に向けて、三校連絡会、盛岡市小学校校外指導連絡協議会、緑が丘地区振興福祉協議会等の関係諸機関と連携を図る。

また、必要に応じて岩手県福祉総合センター等との連携を取る。その場合は、対応組織で検討した上で校長の判断を仰ぐ。その際の関係機関との窓口は、副校長及び主幹教諭とする。

⑧ 家庭・地域との連携

「学校いじめ防止基本方針」及び学校での取組について、保護者や地域に公開し、理解と協力を得られるようにする。

【年間計画】

月	学校・いじめ防止対策組織・教職員	児童が中心となる活動
---	------------------	------------

		～行事・取組を通した人間関係作り・異学年交流～
4	・いじめ防止対策組織の設置 ・職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。 ・生徒指導委員会（～3月） ・盛岡市5か条のスマホルールへの取組 ・学年学級経営懇談会	・学級組織・ルールづくり ・委員会・クラブ活動（～3月） ・登校班長会議（～3月） ・代表委員会（～3月） ・1年生を迎える会 ・なかよしタイム（～3月） ・児童総会
5	・連休後の児童の様子把握 ・学習生活アンケート	・運動会 ・グリーンキャンプ（5年生）
6	・第1回いじめアンケート ・三校連絡会	・市内陸上記録会
7	・1学期末保護者面談 ・生徒指導研修会	・修学旅行（6年生）
8	・学校評価（中間まとめ） ・夏季休業明けの児童の様子把握	・教育実習生を迎える会
9	・心とからだの健康観察	・教育実習生を送る会 ・遠足（1～4年生） ・市内球技大会 ・市内独唱アンサンブル発表会
10	・周りとの関わりについての問題を把握し、よりよい関係づくりを図る。 ・学習生活アンケート	・校内マラソン大会 ・音楽学習発表会
11	・第2回いじめアンケート及び通信機器に係るアンケート ・授業参観、懇談会 ・学年学級経営懇談会	・市内連合音楽会
12	・学校評価	
1	・冬季休業明けの児童の様子把握 ・自分や友達のよさに気付かせたり、自分の成長を実感したりできる場を設ける。	
2	・授業参観、懇談会 ・世話人研修会 ・民生委員会議	・児童総会 ・6年生を送る会
3	・記録カードを整理し、来年度に引き継ぐ。	・修了式、卒業式